

## 神戸市民生協とは

営利を目的としない生活協同組合として昭和30年に設立され、現在は約20万人の方にご加入いただいています。協同互助の精神に基づき、組合員の安全・安心な暮らしを支えています。

## お申込み条件

ご加入いただける方は、当組合の組合員の方に限られます。兵庫県内にお住まいか、職場がある方ならどなたでも1口50円以上の出資で組合員になることができます。ただし、組合員の資格の範囲外となったときは、契約は終了し、組合を脱退していただくことになります。

## 割引施設について

組合員になると、特典として神戸市民生協提携の割引施設がご利用いただけます。ご利用される際、組合員証のご提示で組合員及び同伴者が割引料金となります(割引施設により同伴者数が異なります)。詳しくは当組合までお問い合わせいただくか、ホームページ(<https://www.kccs.or.jp/>)をご覧ください。

お申込みは中面の **加入申込書** を  
ご利用ください。

便利!

インターネットで  
加入申込みが  
完了します!



✓ 24時間いつでも非対面で  
お申込みが可能

✓ 面倒な書類の記入・  
返信が不要

□ 座振替登録・クレジットカード払登録も  
WEB上で可能!



# 医療共済 健康告知しんぷるプラン



暮らしの安全と安心を見守る青い鳥

神戸市民生協

神戸市民生活協同組合 (兵庫県知事認可)

〒650-0032  
神戸市中央区伊藤町  
111番地  
神戸商工中金ビル5階



0120-81-9431

● 営業時間 9:00~17:30 (土・日曜及び祝日休業)

URL <https://www.kccs.or.jp/> MAIL [kyosai@kccs.or.jp](mailto:kyosai@kccs.or.jp) FAX 078-335-0630



# 健康告知しんぷるプランのポイント

ポイント①



ガン・糖尿病などの方でも加入しやすい

過去に病気や手術をした方も、  
たった一つの告知事項に  
該当しなければ  
ご加入いただけます。



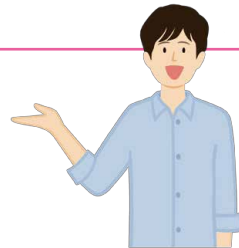
※詳細は申込書の告知事項をご確認ください。

ポイント②



掛金重視か保障重視、  
二つのコースから  
選べる

月掛金1,500円、  
2,500円の  
2コースから  
お選びいただけます。



ポイント③



充実の入院保障

※0~50歳の場合  
1泊2日以上入院で、入院一時金 **25,000円**の保障。  
ケガ入院1日 **2,500円**(1日目から保障)、病気入院1日 **2,500円**(5日目から保障)。

## こんな方におすすめ

おすすめ①



治療や  
投薬中である

おすすめ②



医療保障はあきらめていたけど  
やっぱり不安

加入年齢は0歳~70歳  
(保障開始日において)  
80歳まで保障がつづく

掛金の一部が戻ってくる  
家計にやさしい割戻金

※決算後、剰余金が生じたときは割戻金としてお戻ししています。  
※割戻金は、共済金の支払い等による剰余金の増減で毎年変動します。

掛金は口座振替か  
クレジットカード払いで  
お支払いいただけます

掛金の払込み方法は預貯金口座振替かクレジットカード払いをお選びいただけます。詳しくは中面をご覧ください。

# 1500円コース

掛金額をおさえた  
お手軽なコース

保障内容	月掛金	1,500円				
	保障年齢	0~50歳	50~65歳	65~70歳	70~75歳	75~80歳
入院一時金	1泊2日以上	25,000円	10,000円	6,000円	4,000円	3,000円
傷害入院(日額)	1日目~ (事故日から180日以内)	1日目~180日目				
		2,500円	2,000円	1,000円	800円	600円
病気入院(日額)	継続5日以上	5日目~124日目		5日目~54日目		
		2,500円	2,000円	1,000円	800円	600円
重度障害	不慮の事故による	20万円	20万円	20万円	10万円	10万円
死亡	不慮の事故による	20万円	20万円	20万円	10万円	10万円
	五大疾病※1による	20,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

※1: 五大疾病とは、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・腎不全をいいます。

# 2500円コース

保障内容の  
充実したコース

保障内容	月掛金	2,500円				
	保障年齢	0~50歳	50~65歳	65~70歳	70~75歳	75~80歳
入院一時金	1泊2日以上	25,000円	13,000円	7,000円	5,000円	3,000円
傷害入院(日額)	1日目~ (事故日から180日以内)	1日目~180日目				
		2,500円	2,500円	1,700円	1,300円	1,000円
病気入院(日額)	継続5日以上	5日目~124日目		5日目~54日目		
		2,500円	2,500円	1,700円	1,300円	1,000円
傷害通院(日額)	通算5日以上 の通院 (事故日から180日以内で最高90日分)	1,000円	1,000円	500円	500円	500円
入院手術※1	入院にて行う場合 (所定の手術)※2	30,000円	15,000円	—	—	—
重度障害	不慮の事故による	50万円	30万円	20万円	20万円	20万円
死亡	不慮の事故による	50万円	30万円	20万円	20万円	20万円
	五大疾病※3による	50,000円	30,000円	30,000円	20,000円	20,000円

※1: 入院手術とは、当組合の指定する手術(所定の手術)で入院基本料が加算されている期間において受けられた手術をいいます。 ※2: 所定の手術についてはお問い合わせください。

※3: 五大疾病とは、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・腎不全をいいます。

## 健康告知 しんぷるプランの ご加入にあたって

- 70歳(保障開始日において)までの方なら、告知事項にご回答いただくだけで加入できます。面倒な医師の診査は不要です。
- ご加入時の年齢(保障開始時の年齢)に応じ、保障内容が異なります。  
49歳までの方⇒0~50歳の保障内容/50~64歳の方⇒50~65歳の保障内容/65~69歳の方⇒65~70歳の保障内容/  
70歳の方⇒70~75歳の保障内容
- 保障開始日は初回掛金払込日の翌日です。ただし、病気入院の保障は、初回契約の場合、**保障開始日から31日以後に開始した入院**に限ります。
- 保障開始日以前に発病した疾病または発生した事故**を原因とする場合で、初回契約発効日からその日を含んで**1年以内**に発生する共済事由については**削減してお支払い**します。  
また、1回の入院とみなされる転院、再入院には同じ削減率が適用されます。
- ご加入いただけるのは、お1人につき1つのコースです。当組合の医療共済・こども共済および傷害共済のすべてのプラン・コースを含みます。

※医療共済は、課税所得控除の適用外です。



以下の「契約概要」および「注意喚起情報」は共済契約の申込みに際して、特にご注意ください。また、本書に記載した内容は、必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承（ご加入者（被共済者）が契約申込人と異なる場合は、必ずご加入者の方全員にもご説明ください）のうえ、お申込みください。また、本書はご契約に関する全ての内容を記載したものではありませんので、契約の内容となる共済事業規約・実施規則の内容を必ずご確認ください。なお、共済事業規約・実施規則は当組合ホームページに掲載しています。ご不明な点につきましては、当組合までお問い合わせください。

## 契約概要

### 1. 共済契約のしくみ

#### 1-1. 制度のしくみ

医療共済「健康告知しんぷるプラン」は、被共済者が共済期間中に死亡や入院等の共済事由が発生した場合に共済金をお支払いします。ご加入はお1人につき1つのコースです。当組合の医療共済・傷害共済・こども共済の他のタイプ・コースと重複してご加入いただくことはできません。なお、満期返戻金はありません。

#### 1-2. 契約者および被共済者

##### (1) 契約者になれる方

兵庫県にお住まいか職場がある方で、出資金を払込み、組合員となった方

※契約者が組合員の資格の範囲外となったときは、契約は終了し、組合を脱退していただくこととなります。

##### (2) 被共済者になれる方

①契約者、その配偶者（内縁関係にある方および同性パートナーを含みます。ただし、契約者に婚姻または内縁関係にある方および同性パートナーに婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じ。）および契約者と生計を共にする2親等内の親族の方で、保障開始日（発効日）において満70歳以下の方  
②加入申込書の「告知事項」に該当しない方

#### 1-3. 共済金のご請求

共済事由が発生した場合は、遅滞なく当組合にその旨をご通知ください。共済金を請求する権利は、これを行行使することができるときから3年間行使しない場合は、時効によって消滅します。

#### 1-4. 共済金受取人

(1) 共済金受取人は契約者です。

(2) 契約者が死亡されたときの死亡共済金受取人は、次の順位および順序とします。

①契約者の配偶者

②契約者の死亡当時、契約者と同居していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序

③契約者の死亡当時、契約者と同居していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序

④上記②に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序

⑤上記③に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序

※死亡共済金受取人、代理請求人の指定をご希望の場合は当組合までご連絡ください。

### 2. 保障内容（共済金額・保障日数等）および掛金額

保障内容および掛金額は、加入コース・加入年齢ごとに異なります。詳しくは、各コース表および説明事項を必ずご確認ください。保障内容をご確認・ご了承のうえ、希望されるコースにお申込みください。

### 3. 共済期間および契約更新

共済期間は、保障開始日から1年です。なお、契約者から更新しない意思または変更の申し出がない限り、同一の契約の型を継続する申込みがあったものとみなします。当組合がこの申込みを承諾したときはその満了日の翌日（更新日）に契約を更新します。ただし、共済事業規約・実施規則に変更があった場合は、更新日における変更後の内容に変更し、契約を更新します。当組合の指定日に掛金引落しが完了した場合、満80歳でむかえる契約満了日まで契約を更新します。ただし、当組合が共済契約の更新を不適当と認める場合等、更新できない場合があります。

### 4. 掛金の払込み

掛金の払込みは、口座振替の場合、毎月27日（金融機関が休業の場合は翌営業日）にご指定の預貯金口座からの自動振替にて、クレジットカード払の場合、払込みを承諾した日（毎月14日、以下「売上確定日」といいます。（ご契約者によるカード会社へのお支払いは、ご利用カード会社の指定日となります。））にお払込みいただけます。払込期日は、毎月の保障開始当日の前日が属する月の末日までとすることができます。

### 5. 解約返戻金

医療共済には、解約返戻金はありません。

## 注意喚起情報

### 1. クーリング・オフの制度

初回申込時に限り、共済契約の申込みを撤回することができます。申込みを撤回したい場合は、口座振替は初回掛金払込予定日以後10日以内、クレジットカード払は売上確定日以後10日以内に、組合へ書面によりお申し出ください。

### 2. 加入申込書の記載および告知義務

加入申込書や告知事項（健康状態等のご質問）には正確な事実を告知ください。事実でないことを告知された場合は、契約が解除され、共済金が支払われませんのでご注意ください。

### 3. 共済契約の責任開始期

初回申込みにおいては、組合が契約を承諾した場合、口座振替は初回掛金相当額を受け取った日の翌日の午前0時から、クレジットカード払は売上確定日の翌日午前0時から保障は開始されます。

### 4. 共済金をお支払いできない場合

①契約が無効、解除、失効、取消された場合

②加入申込書や共済金請求書類に不実の記載があった場合

③申込日以前に発生した不慮の事故を原因とする場合

④傷害入院共済金が支払われる入院中に、傷害通院をした場合、その入院と重複する通院日の傷害通院共済金

⑤故意、重大な過失、犯罪行為、闘争行為、死刑、無免許運転や酒気帯び運転、最高速度違反、信号無視等、または運転中における遮断中・警報中の踏切への侵入による事故

⑥薬物依存、精神障害または泥酔による場合

⑦事故の原因が疾病または心神喪失による場合

⑧頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚所見のない傷害入院

⑨治療に専念しなかった場合または、正当な理由なく調査や調査に必要な書類の提出を拒んだとき

⑩被共済者の自殺または自殺行為による場合

⑪初回契約の発効日から30日以内に開始された疾病の治療を目的とする場合

⑫他の障害または傷病の影響により傷害が重大になったと認められる部分

⑬危険な運動等を行っている間に生じた事故

⑭※指定職業に従事中、その職業の就業にともなう原因によって共済事由が発生したときには、傷害死亡（重度障害）、傷害入院、傷害通院については共済金をお支払いできません。

⑮自動車・原動機付自転車またはモーターボートによる競技等（練習を含む）、または試運転中の事故を原因とする場合

⑯航空運輸事業者が路線を定めて運航する航空機以外の航空機の操縦中の事故を原因とする場合

⑰戦争その他非常な出来事または地震、津波、その他これらに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことが出来ない場合は、共済金の支払い総額が当該共済事業の異常危険準備金の額を超えない範囲で、共済金を削減してお支払いする事があります。

⑱発病日が不明なものについては、共済金を削減してお支払いする事があります。

※指定職業：タクシーまたはハイヤーの運転手

### 5. 契約の無効・取消・解除・消滅

(1) 契約が無効となる場合

①契約者が保障開始日または更新日において契約者の資格の範囲外であったとき、または被共済者が被共済者の資格の範囲外であったとき

②被共済者が保障開始日前にすでに死亡していたとき

③被共済者が複数のコースに加入するなど、共済金額の限度を超えていたときはその超過分契約が無効の場合、共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

(2) 契約が取消となる場合

契約の締結に際して契約者、被共済者が詐欺または強迫の行為をしたときは共済契約を取り消します。この場合、すでに払い込まれた共済掛金は返還しません。

(3) 契約が解除となる場合

①告知義務違反による解除

契約者または被共済者が契約の申込みの際に告知欄（告知事項）に不実の記載をしたとき

②重大事由による解除

(7) 契約者、被共済者または共済金受取人が、共済金の支払いを行わせることを目的として支払事由を発生させ、または発生させようとした場合

(4) 共済金受取人が、共済契約にもとづく共済金の支払請求について詐欺を行い、または行おうとした場合

(5) 契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団、暴力団員（暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合

(6) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合

(7) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合

(8) 契約者、被共済者または共済金受取人が、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(9) 上記(7)～(8)に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

契約が解除となった場合、共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合には返還していただきます。その場合の掛金は返還いたしません。

(4) 契約が消滅となる場合

被共済者が死亡した場合はそのとき、重度障害共済金をお支払いした場合には重度障害となったとき

### 6. 掛金払込猶予期間・契約の失効

①初回申込時の場合で、組合が特に認めた場合、申込日から3ヶ月以内に払い込むことができます。ただし、第1回掛金が払い込まれず、申込日から3ヶ月を経過した場合は、契約の申込みは取り消されます。

②2回目以降の掛金払込については、払込期日から2ヶ月以内（払込猶予期間）に払い込まれなかった場合は、契約は失効します。

### 7. 契約の中途解約

契約者は契約を将来に向かって解約請求書により解約できます。解約の効力は、解約日（未記入の場合は書面提出日、郵送の場合は郵便の消印日付）の翌日の午前0時から生じます。

### 8. その他

この組合は、共済掛金その他の契約内容について、社会情勢・経済情勢の変化や共済金・給付金の支払状況等によって、共済契約の更新時に見直す場合があります。また、当組合は、変更する必要性がある場合、当該共済事業規約・実施規則を変更することにより、共済契約者と合意があったものとみなし、個別の合意をすることなく変更することができます。なお、この場合は、変更後の共済事業規約・実施規則およびその発効時期をこの組合のホームページへ掲載する等の方法により周知します。

※ご加入後、ご契約の際に告知いただいた内容に次のような変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。ご連絡がない場合は契約が解除され、共済金をお支払いできない場合があります。

①契約者や被共済者の住所・氏名等登録内容の変更

②掛金払込方法の変更

③掛金振替口座の変更

④死亡共済金受取人、指定代理請求人の変更

※過去の契約歴ならびに共済金請求歴などにより契約をお引き受けできない場合があります。

※申込み後、「手続き完了のご案内」と一緒にお送りする「ご契約のしおり」は共済事業規約・実施規則の内容を要約して記載していますので、ご一読のうえ契約証書とともに保管してください。

※保障内容等に変更が生じる場合は、組合のホームページでご案内いたします。

### 1. 個人情報の取扱いについて

お客様からお預かりする個人情報については、当組合の行う共済事業・保険代理事業、サービスの案内等に利用します。その他の目的に利用することはありません。

### 2. 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当組合は、その目的を超えて取得、利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

上記1、2の個人情報保護基本方針及び特定個人情報等取扱基本方針に関する詳細については、当組合ホームページ(<https://www.kccs.or.jp/>)に掲載しております。

2024年4月作成

神戸市民生協

神戸市民生活協同組合 兵庫県知事認可

〒650-0032  
神戸市中央区伊藤町111番地  
神戸商工中金ビル5階

営業時間

9:00~17:30(土・日曜及び祝日休業)



0120-81-9431

FAX 078-335-0630

インターネットからでもお申込みできます。

神戸市民生協

検索